

令和 8 年度 特定加算手当の支給状況

1. 基本的な考え方

(1) 法人単位の対応

法人のケアハウスは、オパール室蘭とオパール八丁平の 2 施設であるが、オパール八丁平は開設から 11 年で、国の 10 年以上勤務している職員基準においては施設間で不均衡でもあり、職員異動を行っている状況の中にあつては、対象者の支給基準や統一性が必要です。また、処遇改善加算措置の増加額においても施設ごとに収入額が異なり、法人統一での就業規則や給与規程により運営していることなどから、法人単位としての計画申請・支給を行う。

(2) 年額賃金改善額 440 万円以上とする対応

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の額及び職員の新陳代謝などに基づき、経験・技能のある介護福祉士（介護支援課長等）の 2 名を、賃金改善後の賃金見込額年額 440 万円以上として対応し、まず国の特定処遇改善基準を確保することとした。

また、特定処遇改善加算の収入額から経験・技能介護福祉士（介護支援課長等）の 2 名に係る処遇改善費用を除く額を、介護福祉士の課長補佐（主任）と介護係長（リーダー）に支給することとした。

さらに介護資格等のある他の介護職員の中では、介護経験や勤続年数のある介護職員もあり、勤続年数が増加する中であつて、その他の介護職員全員への特定加算手当の支給対象者の拡大を令和 2 年度から実施しており、8 年度も継続して支給することとした。

(3) 対象期間の対応

令和 8 年度においては、支給対象期間を令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月までの 1 年間とする。

2. 計画申請と支給内容等

(1) 計画申請

国の処遇改善加算措置が令和 6 年 6 月より改正され、受ける申請が「介護職員等特定処遇改善計画書」に一本化されたため、これに含めて令和 8 年 4 月中旬、北海道に提出する予定です。

○計画申請の内容（予定）

（単位：円）

区 分	職員数	給与額		法 定 福利費	合 計
			平均月額		
経験技能介護職員（課長職）	2 人	936,000	39,000	153,176	1,089,176
その他介護職員（リーダー等）	7 人	1,234,800	14,700	202,075	1,436,875
その他介護職員（その他）	25 人	1,270,812	基準 4,500	194,487	1,465,299
計〔収入額：3,854,000〕	34 人	3,441,612		549,738	3,991,350

※4 月から翌年 3 月までの 1 年間による支給計画。

(2) 特定加算手当の支給内容（予定）

法人職員の特定加算の処遇改善を図るため、給与規程及び臨時的職員管理規則において「特定加算手当」を規定しており、継続してこの手当を支給する。

令和 8 年 4 月からの特定加算手当の支給予定額については、

- ・ 経験技能介護職員（課長職等）の 2 名、月額合計 78,000 円を支給。
- ・ その他介護職員（リーダー等）の 7 名には、月額合計 102,900 円を支給。
- ・ その他介護職員（その他）の 25 名には、月額合計 105,901 円を支給。

(3) 職員の周知

特定加算手当の対象職員への周知は、ケアハウスオパール室蘭及びケアハウスオパール八丁平の施設職員に対して、令和 8 年 4 月 1 日付けにて通知を行って周知を図る。

3. 特定加算手当の特例支給

(1) 基本的な考え方

特定加算手当や処遇改善手当は、介護職員・介護業務者を対象として支給しているが、地位的に上位に位置付けられている看護師や計画作成担当者等と介護職員との給与の乖離が生じないように給与規程の改正を図り、令和 2 年 10 月より介護職員以外の職員においても特定加算手当の支給を開始しており、引き続き支給する。

(2) 支給対象の職員

支給の対象者は、介護職員を除く施設長、看護師、ケアマネジャー、相談員、栄養士及び事務員とする。ただし、年額賃金額 440 万円以上の職員にあつては支給しない。

(3) 支給の内容（予定）

（単位：円）

区 分	職員数	給与額		法 定 福利費	合 計
		給与額	平均月額		
施設長・課長職	－人	－	－	－	－
課長補佐職・係長職	4 人	705,600	14,700	115,471	821,071
その他介護職員(その他)	6 人	299,700	基準 4,500	48,576	348,276
計	10 人	1,005,300		164,047	1,169,347

※対象期間 4 月から翌年 3 月までの 1 年間による支給計画。

(4) 職員の周知

職員への周知は、ケアハウスオパール室蘭及びケアハウスオパール八丁平の施設職員に対して、令和 8 年 4 月 1 日付けにて介護職員への通知に合わせて行い周知を図る。

4. その他

介護職員等特定処遇改善加算制度は、年額賃金改善額 440 万円以上とするなど地域の介護給与水準と乖離しており、さらに介護職員以外への特定加算手当支給の経費負担が課題となっている。

参考資料

◆社会福祉法人上寿の会 給与規程（抜粋）〔令和6年4月1日改正施行〕

（特定加算手当）

第21条 特定加算手当は、介護福祉士の資格保有の介護支援課長、課長補佐〔主任〕、介護係長〔リーダー〕及びその他介護職員に支給する。

2 特定加算手当の支給額は、算定する額を賃金改善額として、次のとおり支給する。

- （1）介護支援課長の特定加算手当の額は、4月から翌年3月まで（以下、「実施期間」という。）の給料、役職手当、処遇改善手当、賞与及び寒冷地手当の合計額が440万円（以下「基準給与額」という。）を下回る場合にあって、その不足の相当額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額を月額の特定加算手当として支給する。
 - （2）課長補佐（主任）及び介護係長（リーダー）の特定加算手当の額は、算定する額から介護支援課長の特定加算手当の実施期間の総支給額とその法定福利費等を含めた額を差し引き、その算出された額から見込まれる法定福利費等を差し引き対象職員数で除し、その額に12分の1を乗じた額の百円未満を切り上げた額の2分の1を月額の特定加算手当として支給する。ただし、特定加算手当の支給にあたっては、基準給与額を超えないものとする。
 - （3）その他介護職員の特定加算手当の額は、第2号に定める課長補佐（主任）及び介護係長（リーダー）の特定加算手当額の2分の1を超えない額を月額の特定加算手当として支給する。ただし、特定加算手当の支給にあたっては、基準給与額を超えないものとする。
- 3 介護職員が特別休暇等を除き、勤務しない日があるときは、勤務日数の割合に応じ、別表12の手当支給割合表により減じて支給する。

（特定加算手当の特例）

第21条の2 特定加算手当は、介護職員を除く施設職員の特定処遇改善を図るため、介護職務を兼務する職員又は介護職務に関わると認める職員に対して支給する。

2 支給する特定加算手当の額は、賃金改善額として次のとおり支給する。ただし、特定加算手当の支給にあたっては、基準給与額を超えないものとする。

- （1）施設長及び課長職の特定加算手当の額は、前条第2項第1号に規定する額を月額の特定加算手当として支給する。
 - （2）課長補佐職及び係長職の特定加算手当の額は、前条第2項第2号に規定する額を月額の特定加算手当として支給する。
 - （3）その他の職員の特定加算手当の額は、前条第2項第3号に規定する額を特定加算手当として支給する。
- 3 職員が特別休暇等を除き、勤務しない日があるときは、勤務日数の割合に応じ、別表12の手当支給割合表により減じて支給する。

◆社会福祉法人上寿の会 臨時的職員管理規則（抜粋）〔令和４年４月１日改正施行〕

（特定加算手当）

第 10 条 施設に勤務する介護職員には、介護職員等特定処遇改善加算が算定される間、特定加算手当を支給する。ただし、65 歳を超える嘱託職員は、除くものとする。

2 特定加算手当の支給額（月額）及び支給基準等は、法人の給与規程を準用する。ただし、週 40 時間勤務未満のパートタイム職員等の支給額は、週 40 時間に対する週勤務時間数に応じた額とする。

（特定加算手当の特例）

第 10 条の 2 介護職員を除き施設に勤務し、介護職務を兼務する職員又は介護職務に関わると認める職員に対しては、特定加算手当を支給する。ただし、65 歳を超える嘱託職員は、除くものとする。

2 特定加算手当の支給額（月額）及び支給基準等は、法人の給与規程を準用する。ただし、週 40 時間勤務未満のパートタイム職員等の支給額は、週 40 時間に対する週勤務時間数に応じた額とする。